

流域委員会 水需要管理 WG 部会長  
今本 博健 京都大学名誉教授殿

竜谷大学 宗宮 功

### 第3回 WG 開催に際して

去る14年8月2日付にて、8月7日に水需要管理 WG が開催されるとの通知を事務局から頂きましたが、同日既に大学の用務による出張が予定されており、WG に出席不可能と存じます。そこで、先般(7月始め)、芦田委員長と川那辺琵琶湖部会長とに私信として“水質”にかかわる問題についてメールを入れましたものをここに添付し、出来ますれば、地建サイドで河川管理における水質管理のこれまでのあり方等の情報を集めていただき、今後の水質管理の方向性を検討する材料としたいと思います。

ここに、委員長と部会長に送付しましたものを送付しますので、参考資料として頂き、いずれかの時点の WG で内容が検討されることを期待します。

河川整備計画が、従来のように治水と利水（含む利用）とを中心に社会生活の安全を第1目的として計画されること自体に異を唱えるものではない。しかし、年間を通じて河川や水辺を見るとき、時期的にまた時間的に限られた洪水期や濁水期という両極端な場だけを睨んで対策や制御を規定することであるとすると、仕事の間はずと狭められ、橋や堰堤の保全、堤防の草木除去や流砂除去による景観保全や疎通能力の確保、あるいは取水施設の確保などの維持管理しかない。年間日数も多い平水状況に対する水辺管理は堤防の見回りだけであろうか？ここにこそ人々が河川に近づき、水に戯れうる環境の時代の河川利用があり、環境水の汚染把握と管理が残され、水辺利用による安全確保が大きな仕事となる。

今までのように河川利用となると、リクリエーション場の利用、運動場（野球場、ゴルフ場、ゲートボール場、テニス場）、サイクリング場としての河川犬走りや高水敷きの利用や散歩などが中心であるが、これら活動は水辺そのものから離れ、水と戯れて遊ぶ場になっていない。水辺での事故による管理責任の問題から、水辺に近寄らずべからずという水辺の公管理体制から脱却しないと、釣りに、水遊びに、水泳に、ヨットに、カヌーに、ボートにと、より身体に近いところで水を感じつつ利用する場を提供できなければ意味がない。これには当然、責任問題が付いて回る。いわば住民参加、情報公開がこれらの支えになる。住民の水辺利用に応じた水辺管理、水質管理が必須になり、管理する側も月1度の水質測定ではなく、分オーダーないし時間オーダーで水質の安全性管理と監視を怠らず進める必要が出てくるはずである。水辺利用は多様化し、人の心の安寧をもたらすきっかけとなろう。監視や測定内容は、河川それぞれの対象場によって異なっようが、近隣住民に河川水辺を開放し、住民参加による開放に関わる事故責任体制を確立し、河川管理者が水質の安全性を確保し、時には警報を出す責務を負うことになれば、より生きた河川管理が始まるのではなかろうか。

以上のように、水質測定は単なる環境基準に適合しているかどうかを見るデータではなく、人が実際に水辺を利用し、遊べる場を確保し、監視し、管理するものへと変わって行っても良いのではなかろうか。このような側面を、環境の時代の河川整備の計画に盛り込むことを期待した。いつまでも、河川や湖の水際は公が管理し、私的な利用に制限する方向から、住民の意識（個人的嗜好ではない）で開放的に利用可能な場へと変えることが可能な仕組みを作り、人が自然に触れる経験、いわゆる子供の原体験を豊富にすることで、豊かな自然を享受する社会の構築に貢献できれば良いのではないだろうか。

なお、中間とりまとめに関し、従来水の価値は「水量・水位・水質」と教えられてきたが、「水質」の項があちこちで置き去りになっている（3-1（1））。また、4-4環境の項では（1）水量・水質・水温と記述され、どうして水温が、他の水質と特徴的に異なるのか理解に苦しむ。水温は水質の一項目に過ぎないのではないか。ましてや、①清浄で安全な水質の確保と記載されているが、何を持って清浄で安全とするかについてはお話を終わっている。このままで、河川整備計画として組み込みうるかどうか心もとない。

以上。

平成14年7月3日

淀川水系委員会  
委員長 芦田和男先生

## 河川整備計画における水質問題について

淀川水系流域委員会委員  
同琵琶湖部会 委員  
龍谷大学理工学部教授 宗宮 功

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」を概観し、また部会報告などの資料を通読し、表記事項に関し、以下のような点の検討が必要であろうと痛感し、ここに意見を寄せます。

琵琶湖淀川水系の将来の水のあり方に関して広範な議論が進められ、最終段階にいたっている。ただ、河川の水質のあり方に関する概念的論議はあっても、現実的な水質管理や河川水質制御に関してはあまり論議されてこなかった。昭和45年の公害国会で河川法にも、悪質汚水を河川に直接放流する事業所に関しては立ち入り検査する権限が付与され実施に移されたはずであるが、実際にはどのような運用や管理、あるいは監視がなされたのか十分な報告はなく、情報やデータの整理もない。少なくとも、20世紀中に実施した河川サイドの淀川水系での水質管理について総括する必要がある。

- 1) 河川管理者として、従来の河川水質管理のスタンスはどこにあったか。経常的な河川水質の管理は出来ていたのか？連続監視装置は何箇所かに設置されているが、河川水質管理上どのように利用されて来たのか？
- 2) 水質管理において、環境庁サイドで定めた環境基準への対応はどうしたのか？
- 3) 地方自治体の環境サイドないし水道局で日時観測される水質について、河川管理上どのような配慮ないし関心を持って対処ないし、収集してきたのか。
- 4) 少なくとも、需要地点の水質の時代変遷は典型例（水質）について把握し、記述しておく必要があるのではないか？
- 5) 出来ることなら、琵琶湖、淀川に関わる水系の水質問題について列挙し、解決できたもの、出来ていないものを羅列しておくのが将来展望上必修になるのではないか？

などである。

今後の河川整備計画を策定するに当たり、少なくとも「環境の時代の河川水質はどうあるべきか」という視点からの問いに如何に回答するのか、その方向を見定めるための情報があるし、明らかにしておく必要がある。20世紀後半の如くあくまで水質は外部から与えられるもので、河川サイドからは手出しの出来ないないし困難なもの的に位置づけて議論を進めるのか？河川や湖沼・ダムという自然浄化能が関与するその機能を強化するという方向性は探れないのか？結果として、河川も人の生活・社会活動とそれに付随する自然環境・生態系の共生の場を創造するのに一役買い、もって人が自然の豊かさの中で生活し、水に癒されることで持続可能な社会の構築を目指すことを支えることは出来ないのかなど、環境の時代を具現化できる方向、貢献できる術を明確にすべきではなからうか。